

神奈川県フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、不登校の児童・生徒の社会的自立を図るとともに、不登校の児童・生徒がそれぞれの状況に応じた居場所・学びの場を利用するにあたり、フリースクール等に通う子どもの保護者等の負担軽減を図るため、市町村又は市町村教育委員会（以下「市町村等」という。）が行なう事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和 45 年神奈川県規則第 41 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 児童・生徒

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校のいずれかに在学している者のうち、県内に住所を有する者をいう。

(2) 不登校の児童・生徒

前号に定める児童・生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、在籍校に登校（通信制課程にあっては履修）しないあるいはしたくともできない状態にあるために在籍校に登校（通信制課程にあっては履修）が困難な者をいう。

(3) フリースクール等

不登校の児童・生徒に対し、学習支援、生活習慣の改善指導、教育相談、体験活動等の活動を行っている民営の施設をいう。

(4) 保護者等

児童・生徒の親権者又は当該児童・生徒が通所しているフリースクール等に利用料等を納入している者をいう。

(5) 利用料等

フリースクール等から定期的又は利用の都度請求される経費のほか、入学費、実習費、交通費及び教材費をいう。

(補助の対象)

第 3 条 知事は、フリースクール等に通う子どもの保護者等のうち、次の各号の要件を全て満たす者への経済的支援を行う市町村等に対し補助金を交付するものとする。

(1) 第 2 条第 1 号に規定する児童・生徒のうち、県内の学校に在籍する児童・生徒の保護者等。

(2) 在籍する学校に登校（通信制過程にあっては履修）が困難な児童・生徒の保護者等

(3) 次の要件を満たすフリースクール等に 1 月に 1 回以上通所し、相談・指導を受けていること
（知事が特に認めた場合を除く）

- ア 1年以上の活動実績（任意団体として活動していた期間を含む。）があること
- イ 原則として週に1回以上開所し、主に学校の課業時間内に不登校児童生徒の受け入れができること
- ウ 利用している不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導、学習支援及び教育相談等に関する取組を提供していること
- エ 利用している不登校児童生徒やその保護者に対して、児童生徒の社会的自立に向けた相談業務が提供できる人員を配置していること
- オ 市長または学校長の要請により、利用している不登校児童生徒に関する必要な情報を提供するなど、児童生徒が在籍する学校と連携することができること
- カ 業務上、知り得た不登校児童生徒の個人情報については、慎重に取扱うとともに、他に漏らさないこと

（補助額の算出方法等）

第4条 補助金の算出方法は次のとおりとする。

別表の第3欄に定める対象経費から寄附金その他収入額を控除した額に、別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める基準額とを比較して、いずれか低い方の額とする。

2 前項の規定により算出した額に、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 市町村等の長は、神奈川県フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（暴力団排除）

第6条 市町村等の長は、当該補助金を用い、補助金等を交付する事業を実施する場合には、事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（交付決定）

第7条 知事は、第5条の規定により申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金等の交付を決定（決定の変更を含む。）し、神奈川県フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、市町村等の長に通知するものとする。

（交付条件）

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- （1） 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- （3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（変更の承認）

第9条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書（第3号様式・第4号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

（申請の取り下げのできる期間）

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第11条 市町村等の長は、市町村事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかに神奈川県フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助金実施状況報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 市町村等の長は、市町村事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日（閉庁日の場合、翌開庁日）のいずれか早い日までに神奈川県フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助金事業実績報告書（第6号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 知事は、前条の提出を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る市町村事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、神奈川県フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助金額確定通知書（第7号様式）により、市町村等の長に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 14 条 補助金は、前条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(書類の整備等)

第 15 条 市町村等の長は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係） 1 対象事業	2 基準額	3 交付対象経費	4 補助率
フリースクール等利用児童・生徒支援事業	児童・生徒 1 人につき、通所月数×1 万円	市町村等が、第 3 条各号の要件を満たす保護者等がフリースクール等の利用料等として支払う経費に対する補助金等として支給した経費	1/3